

日本組織移植学会認定医制度細則

第1章 運営

第1条

日本組織移植学会認定医制度規則の施行に当たり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 日本組織移植学会認定医委員会

第2条

日本組織移植学会認定医委員会(以下、認定医委員会)の委員数は、理事会で定める各移植臓器、研究領域毎に各領域若干名(1名以上)とする。

第3条

認定医委員会の委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし引き続いて6年を超えることはできない。

第4条

認定医委員会の委員長は、理事長が指名する。

第5条

認定医委員会の委員は、認定医委員会の委員長が評議員の中から選任し、理事長の承認を得る。委員長は認定医委員会の委員の中から副委員長を指名することができる。

第6条

認定医委員会の委員に欠員を生じたときは、認定医委員会の委員長が委員の補充を行い、理事長の承認を得る。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条

認定医委員会は、定員の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第8条

認定医委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第9条

認定医制度の事務は、日本組織移植学会事務局または委託された機関において行う。

第3章 認定医申請に必要な臨床経験

第10条

認定医：臨床系の認定医申請には領域別に以下の組織移植に関わる業務の臨床経験（最低でも3例）および業績数を必要とする。

1) 臨床経験

① 皮膚

② 心臓弁

- ③大血管・末梢血管
- ④骨・靭帯
- ⑤臍島
- ⑥気管・気管支
- ⑦網膜
- ⑧羊膜

(臨床経験は、組織移植手術、ドナー組織摘出手術、ドナー管理、組織プロセッシング・保存、組織バンク業務の経験、および内科医としての移植患者の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない)

- ⑨移植術前または術後の精神科コンサルテーション

2)業績

著者または共著者である移植に関する論文または学会抄録 3 編以上、又は本学会学術総会での第 1 著者としての学会抄録 1 編以上。

第4章 認定医申請書類

第 11 条

認定医の認定を申請する者は、認定医試験に合格の後、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書 (様式 1)
- 2) 履歴書 (様式 2)
- 3) 医師免許証 (写)
- 4) 診療・研究実績
(認定医：臨床系・精神科・その他の領域の場合、様式3、様式4)
(認定医：基礎系の場合、様式4)
- 5) 修練施設表および在籍証明書 (様式 5) 但し、基礎系の場合は不要
- 6) 推薦書 (様式 6)
- 7) 日本組織移植学会総会・学術集会参加証あるいはそれを証明する記録
(1 枚、コピーでも可；様式7-1)
- 8) 日本組織移植学会認定医セミナー参加証あるいはそれを証明する記録
(1枚、コピーでも可；様式7-2)
- 9) 日本組織移植学会認定医試験合格証 (写)
- 10) 認定医審査料の振込みを証明する記録 (様式 8)

第5章 更新申請書類

第 12 条

認定医の更新を申請する者は、認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

- 1) 日本組織移植学会 認定医更新申請書（様式9）
- 2) 日本組織移植学会学術集会参加証あるいはそれを証明する記録
（2枚、コピーでも可；様式10-1）
- 3) 日本組織移植学会総会教育セミナー参加証あるいはそれを証明する記録
（2枚、コピーでも可；様式10-2）
- 4) 日本組織移植学会認定医試験合格証（写）（5年以内、1通）
- 5) 認定医更新審査料の振込みを証明する記録（様式11）

満65歳以上の認定医については、第6章第13条の更新審査料を免除する。

第6章 審査料および登録料

第13条

審査料は、次の如くである。また、審査料は申請時に先に振り込むものとする。

認定審査料 20,000円

更新審査料 10,000円

第14条

既納の審査料は返却しない

第15条

登録料は、次の如くである。また、登録料は事務局からの通知に従い振り込むものとする。

認定登録料10,000円

更新登録料10,000円

第16条

既納の登録料は、返却しない。

第7章 申請の時期および申請先

第17条

認定医委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示する。

第18条

申請先および手数料送金先は、日本組織移植学会事務局とする。

第19条

すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

第8章 附則

第20条

この細則は、平成 27 年 7 月 2 日より施行する。

この細則は、平成 30 年 8 月 24 日より施行する。

第 21 条

この細則は認定医委員会の議決を経て、かつ、理事会の承認を得なければ変更できない。

第 22 条

この細則の実施に関して生ずる疑義については認定医委員会の審議によって決定するものとする。